

＜ 当事業の説明 ＞ **ご利用は無料です。** ☆ **支援対象企業者** は次頁でご確認ください ☆

地域産業保健センター（ちさんぼ）は、**中小企業を支援するための国の事業としてサービスを提供しています。**限られた予算内での対応ため**企業規模で労働者50人未満、中でも新規申込事業者を優先**といたします。申込順ではありませんので、期限の指定には応じられません。又、**申込が直ちにサービスの提供を約束するものではなく、これまで利用していたとしても、今後も継続してご利用いただけるとは限りません。**

**法令遵守（安衛法第66条の4＝健診日から3カ月以内）の観点から、企業内での対応をお願いする場合があります**るので、産業保健スタッフの配置等、**企業全体で早めにご検討・ご相談いただきますようお願いいたします。**

こちらもご参照ください⇒【[ちば産保だより 2021.4.pdf \(johas.go.jp\)](#)】

＜ 利用方法の説明 ＞ **【1利用.申込書】送信 → 『受理』 → 2.準備、郵送** をお願いいたします。

注1) **必要書類の郵送は、必ず申込が『受理』されたことを確認後**にお願いいたします。

注2) 対面相談、個別訪問をお勧めする場合があります。（新規申込事業場等）

注3) **利用回数には制限があります。**（定期のみ＝1回、特定・特殊あり＝2回）受検時期が定まっておらず、纏まらない場合は対応が困難となりますので、事業場内での受検時期の調整をご検討ください。

1. **【利用申込書】⇒メールに添付してお送り下さい。** ☆**専用申込用紙 excel は下記より DR して下さい。**

[地域産業保健センター | 千葉産業保健総合支援センター \(johas.go.jp\)](#) → ページ下部へスクロール → **東葛北部欄**

・東葛北部は（柏・松戸・野田・流山・我孫子）の5市に対応しています。

上記地区内の複数事業場について申込みの場合は、**それぞれについて申込書シートを作成**してください。

・結果用紙に**相談者氏名が入ります**ので必ず記載、他必要情報の記載も**洩れの無いよう**お願いします。

・下部のチェックボックス 7. 監督署紹介... は今回に限定した設問です。相違の無いようご注意ください。

・健診票の送付時期、他ご事情・ご希望について、**連絡事項欄へ記載**してください。

※ 申込内容・貴社情報を確認後『受理』連絡を差し上げます。不明点がある場合はお電話いたします。

2. **下記 a～d 4点をレターパックプラス（赤）で郵送して下さい。** ※上記受理返信後

a. 申込書 → 送付済みの用紙を印刷し表紙にする。※**人数に差異がある場合は訂正**して下さい。

b. 対象者リスト → 申込書毎に、**健診票順で作成、印刷**する。（氏名・年齢・性別・従事業務記載）

※健診票サイズが個人毎に異なる場合は、できるだけ同サイズ毎に纏めてから作成して下さい。

※特殊等健診がある場合は**受検種別、受検月日**が異なる場合は、それぞれ**受検日を記載**して下さい。

c. 健診票のコピー → **個人毎、b リスト順** でそろえてください。（下記ア～オのお願い事項の通り）

d. **返送用レターパックプラス(赤)** → 返送先・担当者名を記載（依頼主保管用シールは剥がさないで下さい）

～～～＜健診結果票のコピーを取っていただく際のお願い＞～～～

ア、一覧表ではなく**個人毎の健診票**をご準備下さい。（直近含め過去分の法定検査の数値が記載されているもの）

イ、**数値が見やすい大きさ・濃さ**で取って下さい。（横版の個人票は、必ず**A3サイズ**でお願いします。）

※数値が不鮮明な場合は、再送をお願いすることがありますので、ご注意ください。

ウ、氏名・年齢記載の確認と1名分が複数枚ある方は**ナンバリング・ホチキス止め**して下さい。（両面でも可）

エ、特定業務健診、特殊健診結果の用紙に**血液検査情報が無く、前回の定期健診結果情報の記載が無い場合は、**

直近の定期健診結果のコピーも必要です。**両方の結果を個人毎に重ねて束ね、ホチキス止め**して下さい。

オ、**個人毎で折り畳んだり綴じたりしないで下さい。**全員分を重ねてからA4に折りクリアホルダーに入れて下さい。

3. **上記2到着後、→ 指導表準備**（有所見内容含むデータ作成）→ **担当産業医へ依頼**となります。

※お立合いいただく場合、個別訪問対応の場合は、日時・場所調整のため、お電話いたします。

4. **相談対応** 担当医が健診結果を確認し、**意見（就労判定・受診指示・注意事項）**を述べます。

終了後、**【意見聴取結果一覧表】『健診票コピー・リスト』『保健指導資料』**を返送いたします。

・準備・医師確認・聴取結果作成・返送まで、**書類到着から約2か月程度**の時間を頂戴いたします。

・**新規申込事業場、労働者50人未満企業以外**は、更にお待ちいただくことがございます。

※ **労働基準監督署へ報告が必要な場合は、1の申込書をご提出の上、待機中**とご説明下さい。

お問い合わせは下記にて承ります。常勤・常駐ではありませんので返信までにお時間をいただくことがあります。又、外出時は応答困難な場合もありますので、不在の際は伝言を残して下さい。よろしくお願いたします。

書類送付先  
お問合せ

〒277-0852 千葉県柏市旭町1-4-18 後藤ビル2F 千葉北部読売会内  
東葛北部地域産業保健センター コーディネーター 小島 幸江  
TEL : 080-9370-2053 Mail : [tokatusanpo@chibas.johas.go.jp](mailto:tokatusanpo@chibas.johas.go.jp)

## 《ご確認ください：当センターの支援対象企業者について》

- ◎ 中小企業基本法では、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を下記のように規定しています。この範囲に該当しない大企業、(もしくは みなし大企業)については支援対象外とさせていただきます。
- 小規模企業者を優先するため、AかB一方のみ該当する企業の場合、待機時間が長くなることが想定されます。混雑状況により、本社や一定の資本関係にある事業者の産業保健スタッフへの協力要請等、貴社内での対応をお願いする場合があります。申込事業場の労働者が50人未満であったとしても、ご利用いただけないことがあることについて、ご理解とご了承いただきますようお願いいたします。
- 尚、労働基準監督署からの指導・紹介がある場合は、ご事情を伺い対応を検討しますので、お問合せ下さい。

### 『中小企業・小規模企業者の定義』

(参考) 中小企業基本法第2条第1項 (中小企業者の範囲及び用語の定義)

[中小企業・小規模企業者の定義 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](#)

業種	中小企業者 (A、又はBのいずれかに該当する企業)		小規模企業者
	A.資本金の額 又は出資の総額	B.常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

中小企業基本法の中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や支援制度における「中小企業者」の定義と異なることがあります。(中略) 詳しくは、[法律の所管担当や補助金等の各窓口](#)にご確認ください。

### 【みなし大企業】とは？

「みなし大企業」とは、組織規模（資本金や常時使用している従業員数等）としては、中小企業基本法第2条に定められた中小企業の定義に該当していたとしても、その実態は大企業だとみなされる企業です。**大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業が経営に参画している会社のこと**をいいます。

**「大企業が実質的に経営に参画している」状態**とは、次の条件に該当するケースを指します。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること。

- ※ 直接的な親会社は大企業ではなかったとしても、資金的・人類的に実質の経営を大企業が行っているときみなされる場合の中小企業や小規模事業者も「みなし大企業」と呼ばれます。
- ※ 「みなし大企業」と認定されると、国や自治体などが中小企業を支援する目的で整備した各種公的助成金制度の対象から除外される場合があります。

### 【みなし大企業】の範囲が拡大 (大法人に間接保有される法人等も、中小企業者から除外)

中小企業者向けの一定の特別措置の対象となる中小企業者から除外される「みなし大企業」の判定において、2019年度税制改正前では、大規模法人により2分の1以上または3分の2以上直接保有されている法人に限定されていましたが、範囲の見直しにより、大法人に間接保有される法人等についても「みなし大企業」に該当し、中小企業者から除外されることとなりました。 ※詳しくは下記をご参照ください。

[中小企業の定義に関するよくある質問 | 中小企業庁 \(meti.go.jp\)](#)